相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所埼玉県川越市六軒町二丁目二三番地一〇

被相続人　亡　自称氏名　吉岡チヅ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

埼玉県川越市通町五番地五第二山田ビル二〇一号

相続財産管理人　弁護士　内田　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県富士見市大字南畑新田一五六〇番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　若林ゆき江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

埼玉県所沢市日吉町一四―三　朝日生命所沢ビル八階　弁護士法人アルファ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　剛毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八千代市八千代台東六丁目二八七番地五、最後の住所千葉県八千代市八千代台東六丁目一三番五号

被相続人　亡　森　公江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号　千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス

相続財産管理人　弁護士　菅野　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川二四七六番地、最後の住所東京都江東区富岡一丁目二四番四号ハイツ深川五〇一

被相続人　亡　畑仲　孝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　上村　哲史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区奥沢六丁目三番、最後の住所東京都世田谷区深沢二丁目一番四―四〇六号

被相続人　亡　窪田　三男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

事務所東京都港区東新橋一丁目一番二一号　今朝ビル九階辻誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小平市学園東町五〇九番地、最後の住所東京都武蔵村山市伊奈平二丁目一五番地の七

被相続人　亡　杉山　康司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一―三七―七テミスビル一階

相続財産管理人　弁護士　髙木　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県鹿角郡小坂町荒谷字万谷四三番地、最後の住所横浜市磯子区岡村七丁目一六番一一号第二泉ハイツ―二〇二号室

被相続人　亡　安保　守雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

横浜市中区本町二―一九　弁護士ビル六階

相続財産管理人　弁護士　堀口憲治郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋郡志賀町釈迦堂ケの七番地一、最後の住所金沢市上荒屋六丁目四四七番地上荒屋グリーンマンション五〇六号

被相続人　亡　門前　博二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

事務所金沢市新神田四丁目四番一五号

相続財産管理人　中屋　薫美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県大野市春日二二一号七一番地、最後の住所福井県大野市菖蒲池第七号九番地一

被相続人　亡　南部　昌司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

福井市順化一丁目二四―三八　サウスコート福井四階C　桑野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　桑野　陽壮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市湊町四一四番地三の二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　柴田八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

事務所岐阜市美江寺町一―五　岐阜北青色会館四階　弁護士法人岐阜合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安藤　友人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市天竜区二俣町鹿島四五〇番地一の一、最後の住所静岡県袋井市木原四三九番地の四　グループホーム袋井やすらぎの家

被相続人　亡　福田　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

事務所浜松市中区鴨江四丁目一一番二六号

相続財産管理人　司法書士法人浜松中央事務所

代表者社員　大場　文彦、山﨑　久紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市掛塚八四一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　夏目　賢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

静岡県浜松市中区栄町二番地

相続財産管理人　弁護士　石塚　伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡河津町谷津四三五番地一、最後の住所静岡県賀茂郡南伊豆町湊六三八番地の一みなとの園　被相続人　亡　鈴木　きみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

静岡県賀茂郡東伊豆町稲取二八〇番地の一

司法書士おさだ法務事務所

相続財産管理人　司法書士　長田　祐樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市新渡場町中切一番地、最後の住所不明　被相続人　亡　杉浦つる代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月五日

愛知県岡崎市戸崎新町五番地三三松田法治司法書士事務所

相続財産管理人　松田　法治